千葉 Crime Victim Support

千葉CVSニューズレター

千葉県公安委員会指定　犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター　2016年3月　第23号

平成27年度 犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」を開催

「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)に先立ち、平成27年11月15日、千葉市中央区所在の千葉市生涯学習センターにおいて「千葉県民のつどい」を開催しました。

犯罪被害者等の方々が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、地域の皆様方の理解と配慮、そして協力が欠かせません。

当日は、多くの方々にご来場いただき、犯罪被害者の声に耳を傾けていただきました。

千葉県環境生活部野溝生活安全課長挨拶

飯田理事長挨拶

基調講演

演題

「犯罪被害者とその支援～私の体験～」

講師
全国被害者支援ネットワーク
平井紀夫理事長

ご自身が北京で長男を殺害された被害者遺族としての体験を通じて感じた被害者支援の重要性や、全国の被害者支援センターの現状と目指すべき姿について講演されました。

朗読

被害者の声を聴く

千葉朗読サークル「風」により犯罪被害者遺族の手記を朗読し、遺族の無念さや命の大切さを訴えて、来場者に感銘を与えました。

手記概要

○荻野美奈子氏～娘を殺されて 命ある限り娘の無念を訴える～

平成21年10月、娘は殺害され、その後体に火を放たれ、部屋もろとも焼かれました。一審の裁判員裁判では丁寧な審議がなされ死刑の判決が下されましたが、控訴審では無期懲役となり、最高裁で確定しました。裁判員裁判の意義・役割を考えるならば、一審の裁判員裁判の判決をもっと重く、真摯に受け止めるべきです。犯罪被害者の遺族は、生きている限り悔しさ・無念さ・自責の念・苦しみの中で生きていかなければならないのです。

○市原裕之氏～誰でも犯罪被害者になりうる～

平成25年7月、父は当時19歳の男に因縁をつけられ、殴る蹴るの暴行を受け亡くなりました。さあこれから第二の人生を有意義に過ごそうという矢先だったので、どんなに無念であったかと思うと胸が締め付けられる思いです。皆さんにお伝えしたいことは、犯罪被害は誰にでも起こりうるということです。国民のみんなが被害者視点でどのような支援が必要か理解を深め、もっと被害者に優しい社会になることを祈っています。

被害者支援音楽会

第3部は、植草学園大学附属高等学校吹奏楽部と合唱同好会による被害者支援音楽会を開催しました。

高校生らしい初々しい合唱とハンドベルの演奏で、来場者を魅了しました。アンケートでも、「一生懸命な合唱や演奏でとても良かった。」との声が圧倒的で、多くの方に感動を与えていただきました。素晴らしい演奏をありがとうございました。

目次

基調講演……p2・3
命（いのち）のメッセージ展……p4
広報啓発活動……p4
養成講座……p5
活動を支えてくれた皆様……p6
協力者名簿……p7
お願い・編集後記……p8

基調講演

「犯罪被害者とその支援 ～私の体験～」

全国被害者支援ネットワーク理事長 平井紀夫 様

〈事件当時のこと〉

1996年９月８日午後６時半頃、突然北京大使館から「あなたの息子がホテルで死亡している。財布がない。したがって北京に来てもらいたい。」との電話が入りました。これまで、自分自身にこういうことが起こるとは思ってもいませんでした。

北京では、先ず遺体の確認を行い、公安（日本の警察）の事情聴取を受け、その後遺品の確認を行ったのですが、ホテルでの夜は全身が熱くなって眠れませんでした。北京での食事もままならず、自宅に戻ってきてからも、妻と二人きりになりますと、もう食事どころではないという状態でした。

北京から電話のあった夕方から翌日にかけて記憶が「点」としてしか残っていません。誰に電話をしたのかは覚えているのですが、どのような話をしたのかは、今もって記憶が定かではありません。

息子の中国の旅も、「いろいろな国の実情を自分の目で見ることは息子の将来にとって役立つ。」と思い、中国に行くことに反対もせず許したのですが、妻や娘にも辛い思いをさせているわけで、自責の念で一杯でした。

犯罪被害者は家からなかなか外へ出られません。一歩家から外へ出ると人が自分を注視している、凝視している、という思いになるのです。妻が買い物に出かけ、近所の方に出会い、「お元気ですね。」と言われました。言われた人は「心配していましたが、お元気そうでよかったですね。」または「どうぞお元気でお過ごしください。」という励ましのお言葉であったと思うのですが、妻にとっては「元気であるはずがない。」「ようやく出かけてきたんだ。」という思いでいましたから、ショッキングな一言になってしまいました。事件から２週間後に会社に出勤しました。ある方から「頑張って下さいね。」と言われました。励ましの言葉であったと思うのですが、私としては「頑張れるわけがない。」という気持ちでした。このように犯罪被害者は何気ない一言で傷つくものです。私の経験からすれば、どうぞ被害者を見守っていただきたい、また寄り添っていただきたいと思うのです。

見晴らしの良い墓地に息子の墓を建て、家族で十年間毎週墓参りをしてきました。墓の前で息子と話をするとその時は、「息子と共に生きている。」という気持ちになるのです。

〈犯罪被害者支援の必要性〉

犯罪被害者支援に携わるようになったのは、京都犯罪被害者支援センターがスタートする時からでした。その後、内閣府から、犯罪被害者等基本計画の経済的支援検討会に参加の要請があり、家族と相談して新しい歩みを始めることにしました。

現在自分や家族が元気で過ごすことができているのは、親戚の方々・会社の方々・息子の友達の大きな支えがあったからです。息子の友達から家庭での息子とは違った息子の話を聞けたことやこれまで知らなかった息子のことを知ることができたことは、妻や娘にとって何物にも代えがたい大きな支えになりました。

息子は、阪神淡路大震災の時は学生で、ボランティア活動に行っていました。また、近くの福祉施設へお手伝いにも行っていました。息子の気持ちをなんとか活かしていきたいと考えて決めたことが、毎月一度小一時間、近所のゴミ拾いをすることでした。私としては、息子が思っていたことをできる限りしていかなければならないと思い、19年間毎月欠かさず続けてきました。

犯罪被害者は、突然犯罪被害者になります。そして犯罪被害者は、被害に遭遇した時から、これまで歩んできた人生とは異なる人生を歩み続けていかなければならないのです。悩み・苦しみ・怒り・自責の念に駆られて日々暮らしていかなければなりません。犯罪被害者には、市民の皆様の見守り、お力添えが欠かせません。そこに犯罪被害者支援の役割があるのです。

〈被害者支援の目標〉

1980年に犯罪被害給付金制度ができました。1991年に10周年を記念してシンポジュームが開かれ、会場にいた一人の女性が「今、日本の犯罪被害者は声を上げられず、じっと我慢するしかありません、精神面で専門的な支援をしていただきたい。」と訴えられたことを受け、シンポジュームの壇上におられた東京医科歯科大の山上教授が、自らの研究室で犯罪被害相談室を開設されたのが、我々の活動の始まりでした。

1998年に全国被害者支援ネットワークが設立されました。一方警察では、被害者対策要綱を策定し、全都道府県警察本部に犯罪被害者対策室を設置し、本格的に犯罪被害者対策に取り組んでこられました。

2004年、犯罪被害者等基本法が制定されました。犯罪被害者の尊厳が謳われ、被害者はその尊厳にふさわしい保障を受ける権利があると明記されました。犯罪被害者等基本計画が策定され、国を挙げて犯罪被害者施策を展開していくことになったのです。犯罪被害者等基本計画には、犯罪被害者は「途切れることなく支援を受けることができる。」と明記されています。犯罪被害者に休日はありません。夜だといって苦しみがなくなるわけではないのです。我々が目指す最終的な目標は、被害者が、全国どこにいても、いつでも、24時間・365日、支援を受けられる体制を構築することです。

犯罪被害者等基本計画に基づいて司法手続きが改正され、被害者が裁判に参加できる制度ができました。その後我々が被害者の裁判等に付き添う直接的支援が急増しています。今、全国で1440名の犯罪被害相談員の皆さんが支援に当たっていただいていますが、相談員の数は4年間増えていません。しかし、電話相談等の支援件数、裁判所等へ付き添う直接的支援件数は急増しています。限られた人数で犯罪被害者の支援をしているのが実情です。

警察の犯罪認知件数は年間130万件、我々が支援する件数が1万7000件であり、支援できているのは犯罪認知件数の1.2パーセントに過ぎません。しかも、犯罪認知件数の中に交通犯罪は入っていません。まだまだ、多くの方が支援を待っておられるのです。

国民の皆さんに我々の存在が知られていません。犯罪被害者のこともご存じない方が圧倒的に多いのです。内閣府の調査では、犯罪被害者等基本法を90パーセント以上の方が知らないと回答されています。このような実情から、いかに国民の皆さんに犯罪被害者支援のことを知っていただくかが大きな課題であると思っています。そこから始めないと犯罪被害者支援の充実は難しいと思います。

日本の各被害者支援センターで受理した相談件数は1万7000件ですが、イギリスでは130万件。いかに我々が微力であるか理解しなければなりません。

47都道府県に48の支援センターがあります。人材育成には、法律面も含め、専門的な知識と経験の習得が必要であり、1800時間の経験を有する相談員が公安委員会の指定を受けて活動する仕組みになっています。

現在、24時間・365日いつでも支援を受けられるかというとそうではありません。休日・夜間に活動しているセンターは一桁です。

内閣府の男女共同参画事業の一環として、性犯罪被害のワンストップ支援センターの設置が進められています。性犯罪被害者の過半は未成年です。性犯罪被害者は学校に行っているか、働いているかで、必然的に相談したい時間は夜間・休日になるのです。われわれもこの活動を後押ししていかなければなりません。しかし、それには支援していく人たちを増やさないと実現できません。

本日お集まりの皆様方にはこのようなことをご理解いただき、何らかの形でご支援を賜りますようお願い申しあげます。

～　以上　～

〈基調講演の内容から抜粋させていただきました〉

ホワイエにおいて「いのちのメッセージ展」を開催しました。

このメッセージ展は、殺人・交通事故・いじめ・医療過誤・一気飲ませ等の結果、理不尽に命を奪われた犠牲者が主役のアート展です。

来場された方々は、犠牲者ひとり一人のメッセンジャーに心を揺さぶられ、「命の重さ、尊さ」について考え、犯罪や交通事故等のない社会の創造について思いを巡らせていました。

「千葉県民のつどい」参加者の声（アンケート結果から抜粋）

○全国犯罪被害者支援ネットワーク平井理事長の基調講演を聴いて

- 民間で行っている被害者支援の現状がよく分かった。また、現体制では、まだまだ人材が不足しているという課題を理解できた。
- ある日、突然息子さんを失った無念さが伝わってきました。そして被害者支援の厳しい状況もよく分かりました。
- 途中で涙ぐむ姿に“19年経ても悲しみは癒えない”のだと改めて胸を打たれました。そういう方々の支えになる支援センターの活動がますます発展していくことを願ってやみません。

○朗読サークルによる被害者遺族の手記の朗読を聴いて

- 遺族の声を直接聞いた思いがした。センターが心の支えとなった点、さらに被害者支援の重要性に気付いた。
- 世の中にはむごいことが沢山ありますが、朗読を聴いて涙が出ました。(怒りも) ひとり一人の決意がどんなに大切かを多くの人に感じてほしいです。
- 他の方が犯罪被害者の気持ちを話してくれることがこれほど胸に響くとはびっくりです。つらい気持ちに涙が止まりませんでした。

○植草学園大学附属高等学校の音楽会を聴いて

- みんなが輝いていて素敵でした。この子達が将来幸せに暮らせる平穏で平和な時代 (犯罪がなく安全で) が来るよう願っています。
- 感動しました。とても良かったです。また機会があれば聴きたくなりました。頑張ってください。応援します。
- 素晴らしい。来年の成長した姿が楽しみです。

広報啓発活動

県民の皆さんに当センターの存在や犯罪被害者支援の現状を知っていただき、被害者支援意識の高揚をはかるため、千葉県や警察をはじめ関係機関と連携して広報啓発活動を実施しました。

県警音楽隊金曜コンサート会場
(H27.10)

JR千葉駅前
(H27.10)

ヒューマンフェスタイン館山会場
(H27.10)

かつうら魅力市会場
(H27.11)

千葉県主催　犯罪被害者支援員養成講座の開催

犯罪被害者の抱える様々な問題や気持ちを理解し、被害者支援員として活動していただける方を育成するため、「平成27年度犯罪被害者支援員養成講座」を開催したところ、多くの方が受講されました。

入　門

7／26（日）・8／2（日）・8／9（日）

犯罪被害者の置かれている状況を理解し、被害者支援の概要を学びました。35名の方が受講しました。

初級編

9／30（水）～11／4（水）　全6回

入門に引き続き、9名の方が法律、制度など支援活動に必要な知識を深めました。

最終日には模擬裁判を体験し、終了後には千葉県環境生活部生活安全課長より修了証が交付されました。

【受講者の声】

入門受講者

犯罪被害者支援に興味があり参加しました。被害者支援センターも警察の犯罪被害者支援室の存在も知っていましたが、支援センターの仕事は主に相談に乗ることだと思っていました。

犯罪はいつどこで起こるか分からないし、自分自身が被害者になるかもしれない今、もし被害者になった時、不安な生活を手助けをしていただける場所があることは本当にいいことだと思います。

被害者の方のビデオを見て、今まで全然気付かなかった被害者の苦しみもあり、被害者支援についてより一層学ばなければいけないと感じました。

より多くの方に被害者支援について理解が得られる世の中になるよう、今日学んだことを広げていきたいと思います。

初級編受講者

私も過去に犯罪の被害者になったことがあり、人に支えられ助けてもらったことがあって、私にも被害者にできることがあるのではないかと思いこの養成講座を受講しました。

被害者は突然事件や事故に遭い、身体的・精神的・経済的に苦しめられます。被害に遭っただけでも大変なのに、警察や検察、弁護士など普段は関わることのない人々と関わり、何度も被害に遭った時のことを話さなければなりません。日常生活では、知人や同僚と接して行くなかで皆、被害者のためを思い、良かれと思って励ましたりしますが、かえってそういうことがストレスや苦痛になったりします。被害に遭った方は、辛い思いをし、ナーバスになっているので、今回の講座で十分に配慮して寄り添うことが大切だと改めて感じました。

また、今日の講座で支援者の代理受傷があるのを初めて知りました。支援センターの方はそれだけハードな役割を担っているのだと感じました。

模擬裁判のロールプレイでは大変貴重な体験をさせていただきました。受講生が皆で与えられた役割を上手に演じたので、法廷の雰囲気を味わうことができました。指導してくださった弁護士さんの話では実際の裁判では細かく時間配分が決められているとのことで、公判前整理手続きを含めて事前に相当な準備がされていることを知りました。

全6回の講座を受講して感じたことは、加害者は法的に手厚く保護されているのに、被害者の支援はまだまだ不十分であるということでした。また、支援する方の待遇があまり良くなくてご苦労されているのを知りました。そのような中で被害者支援に真摯に取組む支援センターの皆様には本当に頭が下がる思いです。微力ながら私も被害者支援や支援センターに何らかの形で関わっていけたら良いと思います。本当にありがとうございました。

千葉犯罪被害者支援センターの活動を支えてくださる皆さま

～感謝状の贈呈～

「犯罪や交通事故で苦しむ被害者のために役立ててほしい。」との申し出で、当センターへ多額の寄付をいただいた市原市在住の菊田喜久司様に平成27年12月18日、感謝状を贈呈しました。

また、千葉県警察本部警務部長からも感謝状が贈呈されました。

貴重な浄財を被害者のために有効活用したいと考えています。ありがとうございました。

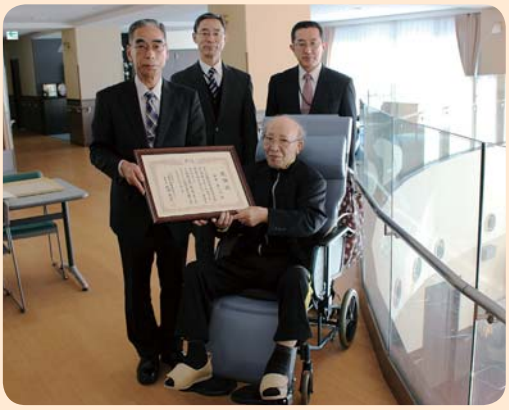

～賛助会員之章～

この度、日本財団の助成を受け、「千葉犯罪被害者支援センター賛助会員之章」を作成しました。

当センターの活動にご賛同いただき、賛助会員として入会していただいる法人・団体様に贈呈しました。

(株) ビショップ様 (H28.1)

(株) P&G様 (H28.1)

(株) カクタ様 (H28.2)

～電光掲示板を利用しての広報活動～

(株) ヒノックス様のご厚意により電光掲示板をお借りして３画面映像による広報活動を実施しております。

事件・事故に
あわれた方へ
一人で悩まないで

ご相談下さい
CVS
千葉 Crime Victim Support

公益社団法人
千葉犯罪被害者支援センター
043(225)5450

法人・団体賛助会員加入社

（平成28年2月末現在117社・敬称略）

No.	法　人　名	所在地	No.	法　人　名	所在地	No.	法　人　名	所在地
1	一般社団法人千葉県警備業協会	千葉市中央区	40	市川警察署管内金融機関防犯協議会	市川市	79	辰巳自動車教習所	市原市
2	一般社団法人千葉県商工会議所連合会	千葉市中央区	41	社会福祉法人市川市社会福祉協議会	市川市	80	(株)ヒノックス	市原市
3	一般社団法人千葉県流通商防犯協力会	千葉市中央区	42	市川自動車教習所	船橋市	81	(株)宮崎工務店	市原市
4	(有)かめや	千葉市中央区	43	一般社団法人船橋交通安全協会	船橋市	82	京和ガス(株)	流山市
5	(株)関電工 東関東営業本部	千葉市中央区	44	紀和興業(株)	船橋市	83	(有)吉喜レッカー	流山市
6	(株)カントー　千葉支店	千葉市中央区	45	公益社団法人船橋歯科医師会	船橋市	84	北総警備保障(株)	八千代市
7	(株)京葉銀行	千葉市中央区	46	帝京警備保障(株)	船橋市	85	八千代警察署警察官友の会	八千代市
8	公益財団法人アジア刑政財団千葉支部	千葉市中央区	47	株式会社ピーアンドジー	船橋市	86	我孫子警察署警察官友の会	我孫子市
9	公益社団法人全日本不動産協会　千葉県本部	千葉市中央区	48	船橋企業警察防犯連絡協議会	船橋市	87	鎌ヶ谷自動車学校	鎌ヶ谷市
10	生命保険協会	千葉市中央区	49	船橋警察署警察官友の会	船橋市	88	(株)かずさトラスト	君津市
11	(株)タムラ電気	千葉市中央区	50	船橋地区安全運転管理者協議会	船橋市	89	社会福祉法人君津市社会福祉協議会	君津市
12	(株)千葉銀行	千葉市中央区	51	船橋中央自動車学校	船橋市	90	(有)ミラーユ	君津市
13	千葉県経済同友会	千葉市中央区	52	船橋東警察署警察官友の会	船橋市	91	富津漁業協同組合	富津市
14	千葉県警察官友の会連合会	千葉市中央区	53	(有)山内六三郎商店	館山市	92	一般社団法人浦安市歯科医師会	浦安市
15	千葉県遊技業協同組合	千葉市中央区	54	(株)大原興商	木更津市	93	一般社団法人浦安市薬剤師会	浦安市
16	千葉市中央遊技場組合	千葉市中央区	55	木更津警察署警察官友の会	木更津市	94	浦安職場警察連絡協議会	浦安市
17	千葉中央警察署警察官友の会	千葉市中央区	56	木更津交通安全協会	木更津市	95	(有)サンショウ	四街道市
18	千葉中央地区安全運転管理者協議会	千葉市中央区	57	君津中央病院	木更津市	96	有限会社ながうら不動産	袖ケ浦市
19	古谷乳業(株)	千葉市中央区	58	(有)プロップほけん	木更津市	97	(有)アラキ	八街市
20	(株)ワークス	千葉市中央区	59	野田地区安全運転管理者協議会	野田市	98	社会福祉法人八街市社会福祉協議会	八街市
21	(有)綿文ストアー	千葉市中央区	60	成田空港警察官友の会	成田市	99	順天堂大学スポーツ健康科学部	印西市
22	サンエス警備保障(株)	千葉市花見川区	61	成田空港警備(株)	成田市	100	社会福祉法人匝瑳市社会福祉協議会	匝瑳市
23	松本ＥＳテック(株)	千葉市花見川区	62	成田交通安全協会	成田市	101	一般社団法人香取郡市医師会	香取市
24	医療法人明萌会大塚クリニック	千葉市稲毛区	63	成田国際空港(株)空港運用部門保安警備部警備調整グループ	成田市	102	小見川自動車教習所	香取市
25	(株)MSK	千葉市稲毛区	64	株式会社ビショップ	成田市	103	香取地区安全運転管理者協議会	香取市
26	(株)プレア	千葉市稲毛区	65	浄土宗千葉教区教務所	佐倉市	104	佐原商工会議所	香取市
27	千葉県自動車練習所	千葉市若葉区	66	医療法人社団鎮誠会	東金市	105	京相製管(株)	山武市
28	千葉東警察署管内犯罪被害者支援連絡協議会	千葉市若葉区	67	東金地区安全運転管理者協議会	東金市	106	山武警察署管内職場警察連絡協議会	山武市
29	千葉南警察官友の会	千葉市緑区	68	旭警察署警察官友の会	旭市	107	千葉県レクリエーション都市開発(株)	山武市
30	一般社団法人千葉県歯科医師会	千葉市美浜区	69	旭ロータリークラブ	旭市	108	パラマウントベッド(株)千葉工場	山武市
31	(株)千葉興業銀行	千葉市美浜区	70	東洋自動車教習所	旭市	109	いすみ警察官友の会	いすみ市
32	千葉製粉(株)	千葉市美浜区	71	学校法人千葉工業大学	習志野市	110	社会福祉法人栄町社会福祉協議会	印旛郡栄町
33	宝醤油(株)	銚子市	72	イチカワ(株)柏工場	柏市	111	(株)住工房スタイル	印旛郡栄町
34	銚子警察官友の会	銚子市	73	(株)オーキッド	柏市	112	株式会社カクタ	香取郡多古町
35	銚子商工信用組合	銚子市	74	柏警察署管内警察官友の会	柏市	113	九十九里自動車教習所	山武郡九十九里町
36	銚子大洋自動車教習所	銚子市	75	藤ヶ谷カントリー倶楽部	柏市	114	医療法人社団徳風会髙根病院	山武郡芝山町
37	中利根漁業協同組合	銚子市	76	市原警備保障(株)	市原市	115	(株)エフ・ヴィ・コーポレーション	東京都豊島区
38	ヒゲタ醤油(株)	銚子市	77	一般社団法人市原市医師会	市原市	116	キッコーマン(株)秘書部	東京都港区
39	市川警察官友の会	市川市	78	(有)松竹一級建築士事務所	市原市	117	(株)毎日映画社	東京都千代田区

賛助会員加入市町村

（16市町村）

No.	法　人　名	No.	法　人　名	No.	法　人　名	No.	法　人　名
1	千葉市役所	5	旭市役所	9	八街市役所	13	山武市役所
2	野田市役所	6	習志野市役所部長会	10	印西市役所	14	大網白里市役所
3	成田市役所	7	柏市役所	11	南房総市役所	15	栄町役場
4	東金市役所	8	浦安市役所	12	匝瑳市役所	16	多古町役場

お　願　い

賛助会員を募集しています

当センターの活動は、皆さまからの会費・ご寄付により支えられています。

犯罪被害者に対する支援の輪を広げるため、皆さまの温かいご支援・ご協力をお願いいたします。

賛助会費（年会費）

■法人（団体）会員　1口　20,000円

■個人会員　1口　2,000円

ご寄付も随時受け付けております。

振　込　先

ゆうちょ銀行・郵便局に備え付けの振込用紙に住所・氏名・電話番号、賛助会費または寄付の別を明記し、下記口座までお振り込みください。

《口座番号》００１３０－５－５９１５８４

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター

なお、専用の振込用紙を用意してありますので、連絡をいただければ送付させていただきます。

連絡先　当センター事務局　TEL043（225）5451

「募金箱」の設置

犯罪被害者支援の財源確保のため募金箱の設置をしていただける施設や企業のご協力をお願いしています。

「清涼飲料水等販売機」の設置

設置されております自動販売機の売り上げの一部を寄付していただくものです。

また、当該販売機に犯罪被害者支援活動について広報啓発文を掲出いただき、皆様に支援活動のご理解をお願いしているところです。

提供していただけます自動販売機を指定していただければ、自動販売機の会社様との手続等は当支援センターで行いますので、お手数はおかけいたしませんので宜しくお願い致します。

事務局へご連絡いただければお伺いし、ご説明させて頂きます。TEL043(225)5451

ホンデリング　～ 本でひろがる支援の輪 ～

不要になった本が、犯罪被害に遭われた方々への支援活動に活用されます。

皆様から本を寄贈していただき、その売却代金をご寄付として、支援活動に役立てるものです。

不要になった書籍を段ボールや紙袋に詰めていただき、その中に申込書（事務局より送付します。）をご記入の上、本と一緒に入れてください。

ご連絡をいただければ宅配業者がご指定の時間に引き取りにお伺いいたします。（送料は無料です）

当センターは平成23年4月1日に公益社団法人に認可されましたので、会費や寄付金等は所得税法上の特定公益増進法人に対する寄付の優遇措置(所得税法第78条)及び地方税における寄附優遇措置の対象となります。

センター事務所移転のご報告

平成27年9月20日に当センターの事務所を移転しました。

〒260－0013
千葉県千葉市中央区中央３－９－16
三井生命千葉中央ビル７階
ＴＥＬ　０４３－２２５－５４５１
ＦＡＸ　０４３－２２５－５４５３

《編集後記》

昨年11月、元千葉県警察官の方から多大な寄付を頂戴しました。その方は現役時代長く刑事部門にたずさわっていたことから、犯罪被害者への思いにも格別なものがあったと推察しています。私どもの組織は全くの民間団体で、活動資金は主として賛助会員の会費と県民の寄付金で賄っています。まだまだ、支援を必要としている被害者の方はたくさんおります。県民の皆様に支援の輪が広がることを切に願っています。（池田）

千葉CVSニューズレター　第23号
（2016年２月発行）
発　行：公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター
発行者：飯田　慶治
印刷所：株式会社太陽堂印刷所
事務局：260-0013
千葉市中央区中央3-9-16
三井生命千葉中央ビル７階
ＴＥＬ：043－225－5451
ホームページ：http://www.chibacvs.gr.jp